

## 損害賠償専決処分について

令和元年 6 月 15 日（土）午後 1 時頃、馬堀自然教育園内の樹木に枝折れが生じ、隣接地の馬堀中学校に駐車していた軽自動車を破損させた事故について、地方自治法第 180 条第 1 項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成 18 年横須賀市条例第 58 号）の規定により、市長は専決処分を行い、下記のとおり示談し、損害賠償を行ったので報告します。

なお、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により次回市議会定例議会に報告することを併せて報告します。

### 記

| 相手方  | 内 容                                      |
|------|------------------------------------------|
| 市内女性 | 軽自動車を破損させたことについて、損害賠償として、567,131 円を支払った。 |